令和８年度
第４回長崎地方最低賃金審議会

資　　料

厚生労働省

長崎労働局労働基準部

賃金室

資　料　目　次

資料番号１　　厚生労働省プレスリリース
（令和８年度地域別最低賃金額答申状況）・・・・・・・・・・・・ 1

資料番号２－１　異議申出書　　長崎県労働組合総連合・・・・・・・・・・・・・・・ 4

資料番号２－２　異議申出書　　生活協同組合ララコープ労働組合・・・・・・ 6

資料番号２－３　異議申出書　　郵政ユニオン長崎中央郵便局支部・・・・・・ 7

資料番号２－４　異議申出書　　長崎県高等学校教職員組合・・・・・・・・・・・・ 9

資料番号２－５　異議申出書　　長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関連合会労働組合・・・・・・・・・・・・・・・ 10

資料番号 1

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和８年９月３日（木）
【照会先】
労働基準局賃金課
課　　長　　野澤めぐみ
副主任中央賃金指導官　　上条　訓之
（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）
（直通電話）03（3502）6758

報道関係者　各位

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 56 円引上げの 1,177 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和８年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和８年７月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和８年 10 月１日から令和８年 12 月２日までの間に順次発効される予定です。

【令和８年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- 47 都道府県で、54 円～65 円の引上げ（引上げ額が 65 円は１県、64 円は１県、63 円は２県、62 円は２県、61 円は４県、60 円は４県、59 円は５県、58 円は４府県、57 円は７県、56 円は 11 道県、55 円は３県、54 円は３都府県）
- 改定額の全国加重平均額は 1,177 円（昨年度 1,121 円）
- 全国加重平均額 56 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で２番目の高さ
- 最高額（1,280 円）に対する最低額（1,085 円）の比率は 84.8%（昨年度は 83.4%。なお、この比率は 12 年連続の改善）

（別紙）令和８年度 地域別最低賃金答申状況
（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和8年度　地域別最低賃金　答申状況

（別紙）

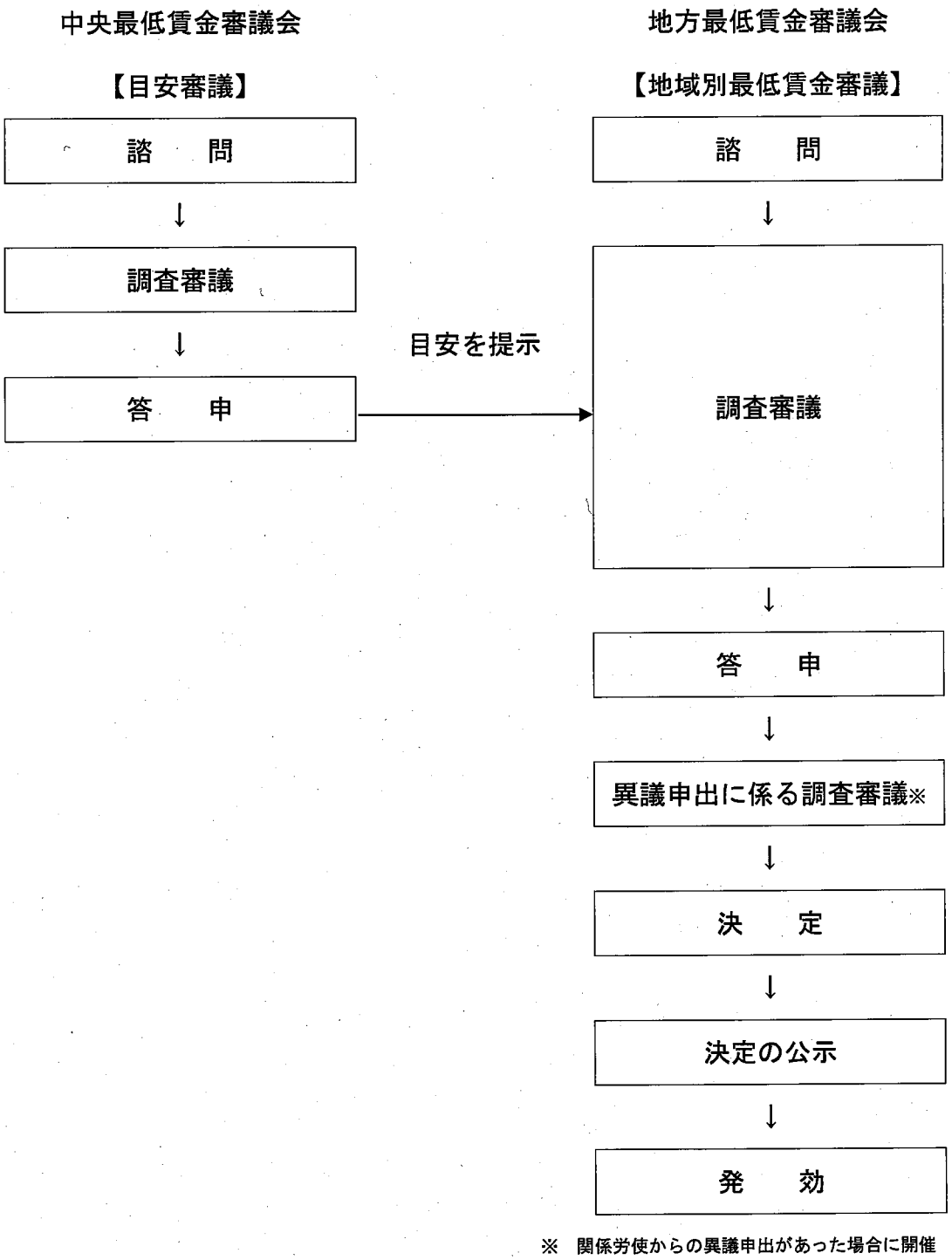
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）		引上げ額【円】	目安差額	発効日（予定）（※2）
北海道	B	56	1,131	（1,075）	56	±0	令和8年10月1日
青　森	C	56	1,090	（1,029）	61	+5	令和8年10月29日
岩　手	C	56	1,090	（1,031）	59	+3	令和8年12月1日
宮　城	B	56	1,098	（1,038）	60	+4	令和8年10月1日
秋　田	C	56	1,090	（1,031）	59	+3	令和8年10月14日
山　形	C	56	1,092	（1,032）	60	+4	令和8年10月30日
福　島	B	56	1,094	（1,033）	61	+5	令和8年10月16日
茨　城	B	56	1,136	（1,074）	62	+6	令和8年10月18日
栃　木	B	56	1,125	（1,068）	57	+1	令和8年10月1日
群　馬	B	56	1,120	（1,063）	57	+1	令和8年10月3日
埼　玉	A	54	1,196	（1,141）	55	+1	令和8年10月1日
千　葉	A	54	1,195	（1,140）	55	+1	令和8年10月1日
東　京	A	54	1,280	（1,226）	54	±0	令和8年10月1日
神奈川	A	54	1,279	（1,225）	54	±0	令和8年10月1日
新　潟	B	56	1,108	（1,050）	58	+2	令和8年10月1日
富　山	B	56	1,119	（1,062）	57	+1	令和8年10月1日
石　川	B	56	1,113	（1,054）	59	+3	令和8年10月3日
福　井	B	56	1,112	（1,053）	59	+3	令和8年10月4日
山　梨	B	56	1,113	（1,052）	61	+5	令和8年11月1日
長　野	B	56	1,117	（1,061）	56	±0	令和8年10月2日
岐　阜	B	56	1,121	（1,065）	56	±0	令和8年10月1日
静　岡	B	56	1,154	（1,097）	57	+1	令和8年10月15日
愛　知	A	54	1,195	（1,140）	55	+1	令和8年10月1日
三　重	B	56	1,143	（1,087）	56	±0	令和8年10月1日
滋　賀	B	56	1,136	（1,080）	56	±0	令和8年10月3日
京　都	B	56	1,180	（1,122）	58	+2	令和8年11月16日
大　阪	A	54	1,231	（1,177）	54	±0	令和8年10月1日
兵　庫	B	56	1,172	（1,116）	56	±0	令和8年10月1日
奈　良	B	56	1,107	（1,051）	56	±0	令和8年10月4日
和歌山	B	56	1,101	（1,045）	56	±0	令和8年10月3日
鳥　取	C	56	1,090	（1,030）	60	+4	令和8年10月3日
島　根	B	56	1,092	（1,033）	59	+3	令和8年10月10日
岡　山	B	56	1,104	（1,047）	57	+1	令和8年10月2日
広　島	B	56	1,141	（1,085）	56	±0	令和8年10月11日
山　口	B	56	1,101	（1,043）	58	+2	令和8年10月8日
徳　島	B	56	1,103	（1,046）	57	+1	令和8年11月1日
香　川	B	56	1,092	（1,036）	56	±0	令和8年10月1日
愛　媛	B	56	1,093	（1,033）	60	+4	令和8年11月1日
高　知	C	56	1,086	（1,023）	63	+7	令和8年10月29日
福　岡	B	56	1,114	（1,057）	57	+1	令和8年10月4日
佐　賀	C	56	1,095	（1,030）	65	+9	令和8年11月15日
長　崎	C	56	1,087	（1,031）	56	±0	令和8年11月2日
熊　本	C	56	1,092	（1,034）	58	+2	令和8年12月1日
大　分	C	56	1,096	（1,035）	61	+5	令和8年11月1日
宮　崎	C	56	1,085	（1,023）	62	+6	令和8年10月24日
鹿児島	C	56	1,090	（1,026）	64	+8	令和8年10月25日
沖　縄	C	56	1,086	（1,023）	63	+7	令和8年12月2日
全国加重平均			1,177	（1,121）	56	+1	-

※1　括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2　発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

参 考

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※　関係労使からの異議申出があった場合に開催

資料番号 2－1

2026年9月10日

長崎労働局長
髙西 盛登　様

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）
議長　山岸　隆一
長崎市恵美須町2-12
電話　095-828-6176

異議申出書

長崎地方最低賃金審議会より長崎県最低賃金を本年11月2日から1時間1,087円とするようにとの答申があった旨、貴職より公示がありました。しかし、その内容に異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、次のとおり異議の申出を行います。

【異議の内容】

今回の答申は、最低賃金近傍の賃金で働く労働者の厳しい生活実態を踏まえたものとは言えません。当該労働者の賃金を1日も早く「健康で文化的な最低限度の生活」ができる額へと改善するために、次の2点を求めます。

① 最低賃金を時間額1,087円からさらに大きく引き上げること。
② 発効日を法定による最短日とすること。

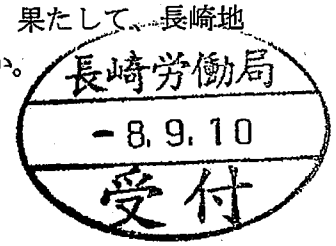
【異議の理由】

1　**答申に示された額では「健康で文化的な最低限度の生活」はできないからです。生計費についてのきちんとした議論が不足していると考えざるを得ません。**

最低賃金法第9条第2項は、地域における労働者の生計費を考慮して最低賃金を定めることを明記し、第3項では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」生計費について考慮することが示されています。これまでも長崎地方最低賃金審議会の意見陳述等で説明してきたとおり、私たち長崎県労連は、長崎県内において労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な生計費について、2019年に最低生計費試算調査を実施し、その後、若年単身者の試算結果について、物価上昇やコロナ後のライフスタイルの変化等を考慮した改定を2024年7月に行い、長崎で暮らすには最低、男性で月252,099円、女性で254,263円は必要との結論を得ています。今回の答申の時間額1,087円では、月173.8時間働いても18万8千円余にしかなりません。私たちが出した試算結果とは大きな開きがあります。

また、専門部会での公開された審議を傍聴した範囲でいえば、労使が互いに主張しあった引き上げ額の根拠はいずれも春闘妥結状況や賃金引き上げ率であり、生計費についての言及がなかったように思われます。専門部会の個別協議は非公開であったため、どのような議論が交わされたのかを私たちは確認できませんが、生計費についてきちんとした議論が行われたのかという疑念を禁じ得ません。

さらに言えば、56円の引き上げは中央最低賃金審議会のCランク目安額と同額であり、他地方、特にCランクの地方で目安額を上回る引き上げとなっている状況をみる限り、果たして、長崎地方最低賃金審議会としての独自性を発揮した審議だったといえるのでしょうか。



2　地域間格差是正を本気になって考えたのでしょうか。他の地方が目安越えの答申をする中、長崎の答申は地域間格差是正にむしろ逆行しているからです。

9月3日の沖縄での結審を受けて、全国の答申が出揃いました。このうち九州内のCランク地方の答申について、福岡との比較で地域間格差の状況をみたところ、長崎以外では福岡との格差が縮まっていることがわかります。厚生労働省がとりまとめた答申状況の表をもとに、九州内の答申及び改定前の額について、福岡と各地方との差を示した表を下表のとおり作成してみたところ、長崎以外の各地方は改定前と比較して1円～8円の範囲で福岡との差を縮めていますが、今回の長崎については逆に1円、差を広げています。さらに言えば、長崎と佐賀について、改定前は1円長崎が高くなっていたところ、今回の答申では長崎が8円低くなり大幅な差が生じています。九州で唯一Bランクである福岡との格差を縮める流れの中で、長崎だけがその動きを止めています。これは、長崎以外のCランク地方が目安額を上回る答申を打ち出す中で長崎だけが目安と同額の引き上げに留まった結果であり、地域間格差是正を本気になって考えたのかという疑念を禁じえません。

県名	ランク	答申	改定前	引上げ額	目安差額	福岡との差		
						答申①	改定前②	①－②
福岡	B	1,114	1,057	57	1			
佐賀	C	1,095	1,030	65	9	19	27	-8
長崎	C	1,087	1,031	56	0	27	26	+1
熊本	C	1,092	1,034	58	2	22	23	-1
大分	C	1,096	1,035	61	5	18	22	-4
宮崎	C	1,085	1,023	62	6	29	34	-5
鹿児島	C	1,090	1,026	64	8	24	31	-7
沖縄	C	1,086	1,023	63	7	28	34	-6

表：九州各県の答申状況と、福岡との比較（数値の単位：円）

3　全国で法定日発効が大勢を占める中で、最低賃金近傍の賃金で働く労働者の賃上げを遅らせることになるからです。また、発効日を11月2日とした理由が不明です。

発効日を年明け1月にせよとの使用者側委員からの要求については、今回の答申書やこれまでの専門部会の審議などで述べられています。しかしそれはあくまでも委員側からの要求であって、今回、発効日が三者合意の上で指定日の11月2日となったことについては、その理由の記載がありません。中央最低賃金審議会「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月 23 日）の3（4）には、「特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。」とあります。今回は公益委員見解が出されていないため、少なくとも、別紙添付などの方法により指定日発効とした理由が文書で明らかにされるべきです。また、長崎の審議会については、今年度の審議会で配布された資料や議事要旨が、第1回本審を除き、インターネット上にいまだ公開されておらず、県民、労働者が今年度の審議経過を一次情報から得ることができません。このように不備のある中で発効日を遅らせることは問題があります。

以　上

資料番号 2－2

2026年9月10日

長崎労働局長
髙西 盛登 様

生活協同組合ララコープ労働組合
執行委員長 永吉 節子
西彼杵郡長与町岡郷1474番地
電話 (095)887-3070

異 議 申 出 書

本年8月28日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間1,087円と定めるようにとの意見が貴職あてに提出され、同日付け長崎労働局一般公示第4号により、その意見の要旨が公示されましたが、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し出ます。

【異議の内容】

1. 長崎県最低賃金を1時間1,087円と定めることに不服です。健康で文化的な最低限度の生活が送れるよう、さらなる引き上げを求めます。
2. 効力発効の日が令和8年11月2日では、引き続き物価が上昇する中で生活の改善が遅れます。さらに引き上げられた最低賃金で一日も早い発効を求めます。

【異議の理由】

1. 電気・ガス料金の補助引き下げや、食品・日用品などの相次ぐ値上げにより、労働者の生活コストは急激に上昇しています。今回の56円の引き上げでは、累積する物価上昇分を到底補うことができず、実質賃金は目減りする一方です。また、時給1,087円では最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定」を確保することは、困難といわざるを得ません。7月の意見陳述でも述べましたが、2024年に長崎県労連が試算した「人間らしい、健康で文化的な生活を送るための最低生計費」は月額約25万円でした。今回の答申の時間額1,087円で、1日8時間、月21日働いて得られる賃金は18万円程度であり、実に7万円程の差があります。物価上昇分も補うことができず、「健康で文化的な最低限度の生活の確保」を果たすことのできない現在の答申額：1,087円では著しく不足しており、さらなる引き上げを求めます。

2. 他の都府県（東京・大阪・福岡等）の最低賃金の発効日が10月1日とされる中で、長崎県の労働者はさらに1ヶ月以上も据え置かれた低賃金での生活を強いられることになります。物価高騰による生活苦は日を追うごとに深刻化しており、発効日の遅れは労働者の生活改善を著しく停滞させ、地域間格差をさらに拡大させる要因となります。労働者のくらしの改善に向け、一日も早い改定のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施するよう求めます。



以 上

資料番号 2－3

2026年9月10日

長崎労働局長
髙西 盛登　様

郵政ユニオン長崎中央郵便局支部
支部長　山田武明
長崎市恵美須町1-1
電話　095-828-1953

異議申出書

長崎地方最低賃金審議会より長崎県最低賃金を本年11月2日から1時間1,087円とするようにとの答申があった旨、貴職より公示がありました。しかし、その内容に異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、次のとおり異議の申出を行います。

【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間1,087円と定めること、また、その発効日を法定発効日から遅らせることは、最低賃金近傍の賃金で働く労働者の厳しい生活実態を踏まえたものとは言えません。当該労働者の賃金を1日も早く「健康で文化的な最低限度の生活」ができる額へと改善するために、次の2点を求めます。

①最低賃金を時間額1,087円からさらに大きく引き上げること。
②発効日を法定による最短日とすること。

【異議の理由】

私たち郵政ユニオン長崎中央郵便局支部は、長崎県最低賃金の改定について、長崎地方最低賃金審議会が示した答申内容に対し、強く異議を申し出ます。

今回、長崎県最低賃金については、2026年8月28日に56円引き上げて時給1,087円とする答申が出されました。これは長崎労働局が公表している内容です。

しかし、この金額では現実の暮らしを支えるには到底不十分です。食料品、光熱費、住居費をはじめ、日々の生活に欠かせない支出は上がり続けています。最低賃金で働く人にとっては、わずかな引上げでは生活苦は解消されず、将来への不安を減らすこともできません。今回の答申は、現場で働く人の切実な実情を正面から受け止めたものとは言えません。 最低賃金は、単に制度上の数字を整えるためのものではなく、働く人が人間らしい暮らしを維持するための最低限の土台です。それにもかかわらず、今回の改定額は、その役割を果たすにはあまりに低く、生活改善につながる水準とは言えません。これでは、懸命に働いても生



活が立ち行かない状況が続くだけです。

今、長崎県では地域の人口流出や人手不足が深刻な課題となっています。こうした中で最低賃金を十分に引き上げないことは、地域で働き続けようとする人の希望を失わせ、地域社会の持続にも悪影響を及ぼします。隣の佐賀県の最低賃金審議会は、中央目安に過去最大の９円を上乗せした65円を引上げ「1,095円」で答申しています。この決定と比べて、長崎県最低賃金審議会における低賃金を当然視するような決定は、労働者にも地域にも背を向けるものです。 とりわけ看過できないのは、労働者の生活実態に照らしてなお不十分な改定額であるにもかかわらず、その内容が受け入れられるべきものとして扱われていることです。生活の苦しさを知りながら、なおこの水準で足りると判断したのであれば、その責任は極めて重いと言わざるを得ません。最低賃金審議会は、形式だけ整えればよいものではなく、低賃金で働く人の人生に直接関わる重大な判断を決定する場です。その重みを軽く見た答申であるなら、強い抗議を表明せざるを得ません。

以上の理由により、私たちは今回の長崎県最低賃金の改定額に反対し、発効日を法定発効日から遅らせた答申内容の再検討を強く求めます。最低賃金は、働く人が安心して暮らせる水準へと引き上げられるべきです。生活実態に見合った、より大幅で実効性のある改定を行うよう強く求めます。

資料番号 2－4

2026年9月10日

長崎労働局
局長　髙西 盛登 様

長崎県高等学校教職員組合
執行委員長　勝村　功

２０２６年長崎県最低賃金審議会答申への異議申出書

長崎県最低賃金審議会答申に関して、次の通り異議を申し出ます。

１．内容

(1) 最低賃金額は 1,087 円ではなく、宮崎県、鹿児島県と同額以上に引き上げるべきです。
(2) 発効日は 11 月 2 日ではなく、公示から 30 日後の日とするべきです。

２．理由

学校で働く会計年度任用職員の方々の賃金は最低賃金の近傍であり、最低賃金の引き上げは会計年度任用職員の賃金の引き上げに直結します。

子どもの貧困率は 1 割を超え、ひとり親家庭の貧困率は 4 割を超えています。ダブルワークが当たり前になっている保護者もおられます。このような保護者・家庭の状況は、子どもたちの成長と将来の進路に大きな影響を及ぼしています。

高校生が就職する際の初任給は、1時間単位に換算すると最低賃金の近傍です。高校生の就職希望先は県内が多いですが、賃金が低いために県外に就職先を変える生徒は少なくありません。県内就職を希望する生徒たちが県内企業で安心して働けるよう、その賃金は可能な限り高いものであってほしいところです。

高校や大学等を卒業して、都市部に就職した生徒たちが、何らかの理由で本県に戻ってきたいと考えた際に、その賃金の格差がブレーキとなり、戻りたくても戻れないという状況があります。今年の最低賃金は、東京で 1,280 円のところ、本県は 1,087 円で、200 円近くの差があります。年間では 40 万円前後の差が生じます。最低賃金の地域間格差は労働者全体の賃金の地域間格差につながっており、正規職・常勤職であれば、さらに大きな格差が生じます。本県の発展のためには、戻ってきたい人が本県でも安心して暮らせると思える条件が必要であり、そのためにも賃金は高いものであるべきです。

以上

長崎労働局
－8.9.10
受付

資料番号 2－5

2026年09月10日

長崎労働局局長
高西　盛登　様

長崎県医療労働組合連合会
執行委員長　溝口　一彦
住所　長崎市上戸町4-2-20
電話　095-879-1926

長崎県民主医療機関連合会労働組合
執行委員長　的野　昌志
住所　長崎市上戸町4-2-20
電話　095-879-3821

２０２６年度長崎県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月28日、長崎地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を56円引き上げ、1087円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から2024年度から賃上げ支援策を実施し、2025年度には補正予算内で処遇改善策、2026年度には30年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いましたが、すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では3期連続で５％台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々のくらしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の長崎県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

長崎労働局
－8.9.10
受付

記

1．　全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。

2．　私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

3．　以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以　上